

令和6年度 長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業 よくあるご質問一覧

◆支援候補者登録後について

	Q	A
1	支援候補者に登録したが、就職活動に制限を受けるのか。	就職活動の制限はありません。県が主催する就職関連イベント等へは積極的な参加をお願いします。
2	支援候補者に登録されたが、支援要件を満たす就職をしなかった場合、ペナルティ（罰則）はあるのか。	支援候補者としての登録が取り消され、本制度による支援が受けられなくなりますが、それ以外のペナルティはありません。
3	就職希望先の企業が、本事業の対象企業かどうか確認したい。	企業の実態に応じ個別に判断する必要がありますので、判断に迷う場合はお気軽にお問合せください。
4	大学生のときに支援候補者に登録後、大学院に進学することになった。支援を受けることができるのか。	登録には有効期間が設定されております。 今後の就職時期に合わせて、あらためて登録申請が必要です。
5	自ら起業した（事業主となる）場合は対象となるか。	会社の登記事項証明書、確定申告書の写し、必要に応じて現地調査などにより対象業種での起業等であることが確認できる場合には対象となります。
6	県内の対象業種に就職し、3年間勤務後に1回目の支援を受け、その後都合により退職した。6年間の勤務を満たさないが、1回目の支援金の返還が必要か。	1回目に支援を受けた支援金の返還は求めません。 なお、退職後、離職期間が1年を超えないうちに再就職し、就業・県内居住の通算期間が前職での期間も含めて6年に達すれば、時期は遅れますが2回目の支援も受けることができます。再就職先でも業種や職種、雇用形態（正規雇用）の全てが本事業の対象要件を満たす必要がありますが、退職事由が次の①、②に該当する場合、正規雇用での再就職であれば業種・職種は問いません。 ① 勤務先の倒産等、会社都合による退職 ② 勤務先が県外へ移転（勤務先の県内事業所が閉鎖され県外事業所へ統合された場合等を含む）した場合における、県内に居住し続けるための退職
7	産前産後休暇や育児休業、病気休業等の期間は、支援要件を満たす期間の計算に含まれるのか。	対象業種の県内企業に在籍したままの休暇や休業は、支援要件を満たす就業・期間（支援要件充足期間）として、期間計算に含みます。